

車両本体の評価

1. 外装 (全車種共通)

査定項目	査定区分	改正箇所	備考
外板	修理	[みがき] (1台単位) 爪の引っかからないうすすり傷及びタールの付着、水あかの汚れ	「変退色がなく」を削除
	塗装	細則 1) 塗装を要するもの 傷、さび、変色、退色、文字、指定色、テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着	「看板」を削除
	板金	細則 3) 取外し穴 (1cm未満) がパネル内に1個のときは板金減点 小、2個以上は板金減点 大 とする	「取外し穴」の取扱いを変更
	交換	6. 取外し穴で1cm以上のもの	
バンパ・スポイラー	修理	・カードサイズ未満 1cm以上カードサイズ未満のすり傷、さび、凹み、曲がり、ふくらみ	「曲がり、ふくらみ」の修理を新設
	交換	2. カードサイズ以上の凹み、曲がり、ふくらみ、亀裂	「曲がり、ふくらみ」の交換の取扱いを変更
ガーニッシュ	修理	1cm以上カードサイズ未満のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ	モール類より移動、修理を新設
	交換	カードサイズ以上のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ及び亀裂、不要穴	

乗用車, ボンネットワゴン, ボンネットバン, オフロードタイプ

査定項目	査定区分	改正箇所	備考																							
外板	塗装・板金・交換	フューエルリッド 1cm以上の傷、凹みは、10点とする。 ボンネット・トランクフード (バッドア) のダンパー交換は、1本5点とする。	新設																							
バンパ・スポイラー	修理・交換	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">カードサイズ未満</th> <th colspan="2">修理 (塗装含む)</th> <th rowspan="2">交換 (塗装含む)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">部 品 名</th> <th>小</th> <th>大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バンパ、F・R スポイラー</td> <td>5ナンバー</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>4ナンバー</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サイドスポイラー (サイドシルカバー)</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	カードサイズ未満		修理 (塗装含む)		交換 (塗装含む)	部 品 名		小	大	バンパ、F・R スポイラー	5ナンバー	15	30	50	4ナンバー	10	20	30	サイドスポイラー (サイドシルカバー)		10	20	30	バンパ、F・R スポイラー、サイドスポイラー (サイドシルカバー) 別に点数設置
カードサイズ未満		修理 (塗装含む)		交換 (塗装含む)																						
部 品 名		小	大																							
バンパ、F・R スポイラー	5ナンバー	15	30	50																						
	4ナンバー	10	20	30																						
サイドスポイラー (サイドシルカバー)		10	20	30																						
ガーニッシュ	修理・交換	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>修理</th> <th>交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガーニッシュ (アウターパネル)</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		修理	交換	ガーニッシュ (アウターパネル)	10	15	修理の減点を新設																	
	修理	交換																								
ガーニッシュ (アウターパネル)	10	15																								

キャブワゴン、セミキャブバン、キャブワゴン、キャブバン

査定項目	査定区分	改正箇所			備考
外板	塗装・板金・交換	フューエルリッド 1cm以上の傷、凹みは、10点とする。 ボンネット・トランクフード(バッドア)のダンパー交換は、1本5点とする。			新設
バンパ・ スポイラー	修理・交換	カードサイズ未満			10
		部 品 名	修理(塗装含む)		交 換 (塗装含む)
			小	大	
		バンパ、F・Rスポイラー	5ナンバー	15	30
4ナンバー	10		20	30	
サイドスポイラー(サイドシルカバー)	10	20	30		
ガーニッシュ	修理・交換		修 理	交 換	修理の減点を新設
ガーニッシュ(アウターパネル)	10	15			

トラック(キャブ)

査定項目	査定区分	改正箇所				備考	
外板	塗装・板金・交換	部 品 名	塗装のみ	板金(塗装含む)		交 換 (塗装含む)	
				小	大		
		キャブタイプ	フロントコーナーパネル	10	(5) 15	(5) 15	(15) 25
			リヤコーナーパネル	10	(5) 15	(10) 20	(40) 50
			ステップ	10	(5) 15	(5) 15	(15) 25
ピラー	10		(5) 15	(5) 15			
ボンネット	ピラー	10	(5) 15	(5) 15			
・一式塗装を適用した場合で、板金又は交換の減点を必要とするものは( )内点数を適用し、 カードサイズ未満の凹みは(5点)とする。(バンパも同様の扱いとする) ・ルーフ・キャブ塗装で、ダブルキャブは120%、トリプルキャブは150%とする。 ただし、全塗装を適用する場合は150点とする。							
ガーニッシュ	修理・交換		修 理	交 換	修理の減点を新設		
ガーニッシュ(アウターパネル)	10	15					

販売店用加減点基準改正

2009.09

トラック（荷台、フレーム）

査定項目	査定区分	改正箇所				備考
外板	価値減点	[曲がり] 前立、ガードフレーム、サイド及びリヤゲートの曲がり			10	点数を集約
		[ささくれ] 床板、ゲートの内板及び前立板の軽度のささくれ			10	
		[凹み] アルミブロックの軽度の凹み			10	
		[食い込み、ひび] 横根太の食い込み、ひび（1台分）			10	
		[腐食] サイド及びリヤゲート鉄板の軽度の腐食			10	
		[フレームの下がり、垂れ、曲がり] 下がり及び垂れ 曲がり			20 60	
	標準外架装（1台分）	スチールボディの総板張り			20	新設
		サイドゲート内側二重張り（板張り又は鉄板張り）			10	
		前立鉄板張り			5	
		ガードフレームの補強			5	
塗装・板金・交換	リヤフェンダ	10		(5) 15	点数変更	

ダンプリヤボディ

査定項目	査定区分	改正箇所				備考
外板	価値減点	ガードフレーム及び各ゲートの曲がり、フロアの凹凸			10	プロテクター ガードフレーム、点数を集約
	標準外架装（1台分）	アングル補強			10	新設
		コボレーン（法に抵触するもの）			10	
塗装・板金・交換	リヤフェンダ	10		(5) 15	点数変更	

ミラー類、メッキ・モール・小部品

査定項目	査定区分	改正箇所		備考
ミラー類	交換	ウィンカー付ドアミラー	30	新設
メッキ・モール・小部品	交換	エンブレム, オーナメント 1個	3	新設
		ウェザーストリップ 1本	5	
		ストライプ(片側)	20	
		マッドガード 1個	5	

ガラス

査定項目	査定区分	改正箇所		備考
フロントガラス	交換	2. 飛石等によりひび割れ、亀裂があるもの 3. 修理跡でひび割れがあるもの		星形状 割れ、亀裂 修理跡の交換新設
		カラー(グレー、ブロンズ、サンシェード、ブルーガラス、UVカットガラス等色付きのもの) その他(無色透明のもの)		カラー、その他の内容説明追加
各ガラスへの車台番号の刻印は加減点無しとし、それ以外の刻印(イニシャル・登録番号)は、ガラス交換の扱いとする。				新設
<参考> 飛石傷(ひび割れ、亀裂)の例				写真の入れ替え

2. 内装

査定項目	査定区分	改正箇所		備考
内装	価値加減点	減点 1. 樹脂製部分のすり傷	10	新設
		4. 異臭等のあるもの(重複している場合は、減点の大きい方を適用する) 3) ペットの臭いが無く、毛の付着しているもの	40	
	修理	4. カードサイズ未満のシミ(1枚)		大きさを設定
	交換・張替	交換・張替	5. カードサイズ以上のシミ、カードサイズ未満のシミが2個以上	
ドア内張り(1枚)			本革 40	新設
グローブボックス(1個)			15	
灰皿、小物入れ(1個)			2	
シフトノブ			3	
ヘッドレスト(1個)			10	
内装カバー類(1枚)	10			

3. エンジン、足回り関係（全車種共通）

査定項目	査定区分	改正箇所		備考
単体部品	交換	オルタネータ交換	40	新設
		スタータ交換	40	
		ウォータポンプ交換	25	
		オイルパンパッキン交換	20	
		ラジエータ Assy 交換	70	
		フューエルタンク Assy 交換	30	
ハイブリッドエンジンは、対象となるエンジン欄の加減点を適用する。				新設
サスペンション	交換	サスペンション復元（1台分）	100	新設
スプリング	交換	フロントリーフスプリング No. 1	15	新設
		" " No. 2 以下	10	
		リヤ " No. 1	15	
		" " No. 2 以下	15	
		コイルスプリング	15	
4WDは、当該車種の2WD駆動方式（FF・FR）の減点を準用する。 2WDが無い車種は、FRの減点を準用する。				新設

4. 電装

査定項目	査定区分	改正箇所		備考
電装関係	交換部品	シガーライター	1個 2	新設
		キーシリンダセット	1台分 30	
		リモコンキー	1個 20	
		キーレスシステム	1個 40	

装備品の評価

1. エアコンの評価

改 正 箇 所	備 考		
細則：冷却不良の場合の減点 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">その他の不良</td> <td style="width: 100px;">評価点の範囲内</td> </tr> </table>	その他の不良	評価点の範囲内	減点変更
その他の不良	評価点の範囲内		

6. サンプル（電動式）の評価

改 正 箇 所	備 考
細則：1. 故障の場合は、30点以内とする。（加点を超えても減点する） 2. パノラミックルーフ等は、上表を準用する。	手動式は、削除 細則 1. は、減点変更 2. は、新設

7. オートスライドドア・パワーバックドアの評価

改 正 箇 所	備 考						
全車種・全クラス共通 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">区分\年もの</td> <td style="width: 100px;">当・1年</td> <td style="width: 100px;">2年～</td> </tr> <tr> <td>1カ所</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </table>	区分\年もの	当・1年	2年～	1カ所	20	10	新設
区分\年もの	当・1年	2年～					
1カ所	20	10					

10. アンテナ交換減点

改 正 箇 所	備 考
細則：ガラスプリントアンテナは、実費減点とする。	新設

11. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

改正箇所	備考																																																								
<p>1) ナビゲーションシステムの評価(オーディオ類の評価を含む) 全車種・全クラス共通</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">タイプ</th> <th style="width:10%;">機種\年もの</th> <th style="width:10%;">当・1年</th> <th style="width:10%;">2・3年</th> <th style="width:10%;">4・5年</th> <th style="width:10%;">6年~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">インダッシュ</td> <td>HDD</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>DVD</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>メモリー</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>外付け</td> <td>HDD DVD</td> <td style="text-align: center;">80 50</td> <td style="text-align: center;">50 30</td> <td style="text-align: center;">30 10</td> <td style="text-align: center;">10 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地デジ加点</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ツインモニター加点(1台分)</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カメラ類 (フロント・サイド・バック)各1個</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> <p>細則：1. 欠品の場合は、実費減点とする。 2. 故障の場合は、30点の減点とする。 3. ナビゲーションシステムの地図ソフト欠品はDVD20点、CD10点、メモリーカード等10点、リモコン欠品は5点、取扱説明書欠品は3点の減点とする。 4. ナビゲーションシステムのオーディオ類は、加算しない。 5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取外し跡(穴埋め)は、5点とする。 6. ダッシュボードに取り付けられているナビゲーションシステムで、視界、エアバッグシステムの動作を妨げるものは、評価の対象外とする。</p> <p>2) オーディオ類(ラジオ、CD、MD、メモリー対応等)の評価 全車種・全クラス共通</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">機種\年もの</th> <th style="width:10%;">当・1年</th> <th style="width:10%;">2・3年</th> <th style="width:10%;">4・5年</th> <th style="width:10%;">6年~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーディオ類</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>細則：1. 故障の場合は、10点、欠品の場合は、20点の減点とする。 2. オーディオ類は、重複して評価しない。 3. オプション装備のオーディオデッキ本体取外し跡(穴埋め)は、5点とする。</p>	タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年~	インダッシュ	HDD	100	80	60	40	DVD	70	50	30	20	メモリー	40	30	20	10	外付け	HDD DVD	80 50	50 30	30 10	10 0	地デジ加点		20	20	10	10	ツインモニター加点(1台分)		40	30	20	10	カメラ類 (フロント・サイド・バック)各1個		10				機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年~	オーディオ類	10	10	5	0	<p>点数、細則等全面的に見直し</p> <p>メモリー、地デジ、モニター、カメラ等新設</p>
タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年~																																																				
インダッシュ	HDD	100	80	60	40																																																				
	DVD	70	50	30	20																																																				
	メモリー	40	30	20	10																																																				
外付け	HDD DVD	80 50	50 30	30 10	10 0																																																				
地デジ加点		20	20	10	10																																																				
ツインモニター加点(1台分)		40	30	20	10																																																				
カメラ類 (フロント・サイド・バック)各1個		10																																																							
機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年~																																																					
オーディオ類	10	10	5	0																																																					

商品価値の評価

1. タイヤの評価

改正箇所						備考																					
1) 乗用車系タイヤ <table border="1"> <tr> <th>残り溝 mm インチ</th> <th>スペア 品 ( )内アルミ</th> <th>1.6 mm 未満</th> <th>1.6mm 以上</th> <th>5 mm 以上</th> <th>ホイール 換 ( )内アルミ</th> </tr> <tr> <td>19以上</td> <td>- (82)</td> <td>35</td> <td>0</td> <td>+8</td> <td>- (47)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>- (68)</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>+7</td> <td>- (38)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ランフラットタイヤは、上表を準用する。</li> <li>タイヤ修理キット欠品の場合は、15点の減点とする。</li> </ul>						残り溝 mm インチ	スペア 品 ( )内アルミ	1.6 mm 未満	1.6mm 以上	5 mm 以上	ホイール 換 ( )内アルミ	19以上	- (82)	35	0	+8	- (47)	18	- (68)	30	0	+7	- (38)	18、19インチ新設 ランフラットタイヤ、タイヤ修理キット欠品新設			
残り溝 mm インチ	スペア 品 ( )内アルミ	1.6 mm 未満	1.6mm 以上	5 mm 以上	ホイール 換 ( )内アルミ																						
19以上	- (82)	35	0	+8	- (47)																						
18	- (68)	30	0	+7	- (38)																						
2) オフロードタイプ系タイヤ <table border="1"> <tr> <th>残り溝 mm インチ</th> <th>スペア 品 ( )内アルミ</th> <th>1.6 mm 未満</th> <th>1.6mm 以上</th> <th>7 mm 以上</th> <th>ホイール 換 ( )内アルミ</th> </tr> <tr> <td>18以上</td> <td>- (68)</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>+8</td> <td>- (38)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>- (57)</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>+7</td> <td>- (32)</td> </tr> </table>						残り溝 mm インチ	スペア 品 ( )内アルミ	1.6 mm 未満	1.6mm 以上	7 mm 以上	ホイール 換 ( )内アルミ	18以上	- (68)	30	0	+8	- (38)	17	- (57)	25	0	+7	- (32)	17、18インチ新設			
残り溝 mm インチ	スペア 品 ( )内アルミ	1.6 mm 未満	1.6mm 以上	7 mm 以上	ホイール 換 ( )内アルミ																						
18以上	- (68)	30	0	+8	- (38)																						
17	- (57)	25	0	+7	- (32)																						
細則 2. ひび割れ、片べり、段べり等偏摩耗のものは残り溝に関係なく、1.6 mm未満の減点をする。						「再生」を削除																					
4) ホイールカバー交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>破損，1 cm 以上の凹み・線傷、全体にわたるさびのあるもの</li> <li>塗装部がはがれていて見苦しいもの</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>特</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・軽</td> </tr> <tr> <td>フルカバー</td> <td>1個</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ハーフまたはセンターカバー</td> <td>1個</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </table>								特				・軽	フルカバー	1個	10	7	6	5	4	ハーフまたはセンターカバー	1個		4	4	3	2	メッキ類より移動 クラス毎に点数を設定
		特				・軽																					
フルカバー	1個	10	7	6	5	4																					
ハーフまたはセンターカバー	1個		4	4	3	2																					

2. アルミホイールの評価

改正箇所					備考															
1) 減点 <table border="1"> <tr> <td>ホイールの径</td> <td>19以上</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>1本分の価値減点</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1本分の交換点数</td> <td>47</td> <td>38</td> </tr> </table>					ホイールの径	19以上	18	1本分の価値減点	12	10	1本分の交換点数	47	38	18、19インチ新設						
ホイールの径	19以上	18																		
1本分の価値減点	12	10																		
1本分の交換点数	47	38																		
2) オプション装備の場合の加点 加点 <table border="1"> <tr> <td>インチ\年もの</td> <td>当・1年</td> <td>2・3年</td> <td>4・5年</td> <td>6年～</td> </tr> <tr> <td>19以上</td> <td>90</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>80</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>20</td> </tr> </table>					インチ\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～	19以上	90	70	50	30	18	80	60	40	20	18、19インチ新設
インチ\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～																
19以上	90	70	50	30																
18	80	60	40	20																



4. 走行キロの評価

改正箇所	備考
<p>3. メーター交換のシール貼付車の取扱い                      実走行キロ数（交換前の走行キロ数 + 現車走行キロ数）により加減点</p>  <p>4. メーター改ざんのシール貼付車の取扱い</p> <p>1) 推定走行キロ数が判るもの                      推定走行キロ数減点 + 商品価値減点（基本価格の10%以内）を減点する</p> <p>2) 推定走行キロ数が判らないもの                      商品価値減点（基本価格の30%以内）を減点する</p> 	<p>シール貼付車の取扱い新設</p>
<p>表3 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ</p>	<p>クラスにワゴン、オフロードタイプを適用</p>
<p>表8 トラック  <input type="text"/>、<input type="text"/>クラス</p> <p>表9 トラック  <input type="text"/>、<input type="text"/>クラス</p>	<p>トラックの全クラスより、<input type="text"/>、<input type="text"/>クラスと<input type="text"/>、<input type="text"/>クラスに分割</p>
<p>表10 軽自動車  <input type="text"/>乗用車、ワゴン、オフロードタイプ</p> <p>表11 軽自動車  <input type="text"/>ボンバン、キャブバン、トラック</p>	<p>軽自動車の全クラスより、乗用車、ワゴン、オフロードタイプとボンバン、キャブバン、トラックに分割</p>

改正箇所

表8 トラック

、 クラス																						月数					
月数	0	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	55	61	67	73	79	85	91	97	103	109	115	121	(千)キロ	
(千)キロ	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	54	60	66	72	78	84	90	96	102	108	114	120	}	(千)キロ	
10			15	30	40	50	60	80	100	100	100	100	100	100	100	95	85	85	75	65	65	65	65	65	65	65	10
20	25	10			20	30	40	40	60	80	90	100	100	100	100	95	85	85	75	65	65	65	65	65	65	65	20
30	65	50	40	15				20	20	30	40	50	70	75	80	85	85	85	75	65	65	65	65	65	65	65	30
40	105	90	80	55	40	25					20	30	40	45	50	55	55	65	70	75	65	65	65	65	65	65	40
50	145	130	120	95	80	65	40	15						5	10	15	20	25	30	45	50	55	55	65	65	65	50
60	185	170	160	135	120	105	80	55	35							15	25	30	35	35	45	50	50	50	50	50	60
70	225	210	200	175	160	145	120	95	75	55							5	10	15	20	25	30	30	30	30	30	70
80	265	250	240	215	200	185	160	135	115	95	75	50	35									5	10	10	10	10	80
90	305	290	280	255	240	225	200	175	155	135	115	90	65	45	30												90
100	345	330	320	295	280	265	240	215	195	175	155	130	95	75	60	45											100
110	380	365	355	330	315	300	275	250	230	205	185	160	125	105	85	70	55	40	30	10							110
120	415	400	390	365	350	335	310	285	265	235	215	190	155	135	110	95	75	60	50	30	25	20	15	10	5	120	
130	450	435	425	400	385	370	345	320	300	265	245	220	185	165	135	120	95	80	70	50	45	40	35	30	25	130	
140	485	470	460	435	420	405	380	355	335	295	275	250	215	195	160	145	115	100	90	70	65	60	55	50	45	140	
150	520	505	495	470	455	440	415	390	370	325	305	280	245	220	185	170	135	120	110	90	85	80	75	70	65	150	
160	555	540	530	505	490	475	450	425	405	355	335	310	275	245	210	195	155	140	130	110	105	100	95	90	85	160	
170	590	575	565	540	525	510	485	460	440	385	365	340	305	270	235	220	175	160	150	130	125	120	115	110	105	170	
180	625	610	600	575	560	545	520	495	475	415	395	370	335	295	260	245	195	180	170	150	145	140	135	130	125	180	
190	660	645	635	610	595	580	555	530	510	445	425	400	365	320	285	270	215	200	190	170	165	160	155	150	145	190	
200	695	680	670	645	630	615	590	565	545	475	455	430	395	345	310	295	235	220	210	190	185	180	175	170	165	200	

(注) 1. 走行キロ数の適用は以内とする。  
 2. 減点点数設定キロ数を超えた場合は、千キロごとに1点を加算して減点点数とする。

表9 トラック

、 クラス																						月数					
月数	0	5	9	13	17	21	25	29	33	37	41	45	49	55	61	67	73	79	85	91	97	103	109	115	121	(千)キロ	
(千)キロ	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44	48	54	60	66	72	78	84	90	96	102	108	114	120	}	(千)キロ	
10			10	25	30	40	50	65	80	80	80	80	80	80	80	75	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	10
20	20	10			15	25	30	30	50	65	70	80	80	80	80	75	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	20
30	50	40	30	10				15	15	25	30	40	55	60	65	70	70	70	60	50	50	50	50	50	50	50	30
40	85	70	65	45	30	20					15	25	30	35	40	45	50	55	60	50	50	50	50	50	50	50	40
50	115	105	95	75	65	50	30	10				5	10	10	15	20	25	35	40	45	45	50	50	50	50	50	50
60	150	135	130	110	95	85	65	45	30								10	20	25	30	30	35	40	40	40	40	60
70	180	170	160	140	130	115	95	75	60	45								5	10	10	15	20	25	25	25	25	70
80	210	200	190	170	160	150	130	110	90	75	60	40	30														80
90	245	230	225	205	190	180	160	140	125	110	90	70	50	35	25												90
100	275	265	255	235	225	210	190	170	155	140	125	105	75	60	50	35											100
110	305	290	285	265	250	240	220	200	185	165	150	130	100	85	70	55	45	30	25	10							110
120	330	320	310	290	280	270	250	230	210	190	170	150	125	110	90	75	60	50	40	25	20	15	10	5	120		
130	360	350	340	320	310	295	275	255	240	210	195	175	150	130	110	95	75	65	55	40	35	30	30	25	20	130	
140	390	375	370	350	335	325	305	285	270	235	220	200	170	155	130	115	90	80	70	55	50	50	45	40	35	140	
150	415	405	395	375	365	350	330	310	295	260	245	225	195	175	150	135	110	95	90	70	70	65	60	55	50	150	
160	445	430	425	405	390	380	360	340	325	285	270	250	220	195	170	155	125	110	105	90	85	80	75	70	70	160	
170	470	460	450	430	420	410	390	370	350	310	290	270	245	215	190	175	140	130	120	105	100	95	90	85	85	170	
180	500	490	480	460	450	435	415	395	380	330	315	295	270	235	210	195	155	145	135	120	115	110	110	105	100	180	
190	530	515	510	490	475	465	445	425	410	355	340	320	290	255	230	215	170	160	150	135	130	130	125	120	115	190	
200	555	545	535	515	505	490	470	450	435	380	365	345	315	275	250	235	190	175	170	150	150	145	140	135	130	200	

(注) 1. 走行キロ数の適用は以内とする。  
 2. 減点点数設定キロ数を超えた場合は、千キロごとに1点を加算して減点点数とする。

改正箇所

表10 軽自動車

乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

月数 (千)キロ	0 }	5 }	9 }	13 }	17 }	21 }	25 }	29 }	33 }	37 }	41 }	45 }	49 }	55 }	61 }	67 }	73 }	79 }	85 }	91 }	97 }	103 }	109 }	115 }	121 }	月数 (千)キロ
5			10	10	10	20	40	45	65	80	85	90	95	100	105	105	105	105	105	95	95	95	95	95	95	5
10	20	10				10	25	30	45	60	65	70	75	80	85	85	85	85	85	85	80	80	80	80	80	10
15	35	25	10				10	15	25	40	45	50	55	60	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	15
20	50	40	25	20	10					10	20	25	30	35	40	45	45	45	50	50	50	50	50	50	50	20
25	65	55	40	35	25	15						10	15	20	25	30	30	30	40	40	40	40	40	40	40	25
30	90	80	65	50	40	30	20	10									15	15	15	25	25	25	30	30	30	30
35	115	105	90	75	65	55	35	25	20	15								15	15	15	20	20	20	20	20	35
40	140	130	115	100	90	80	55	45	40	30	20	10									10	10	10	10	10	40
45	165	155	140	125	115	105	75	65	60	45	35	25	20	10												45
50	190	180	165	150	140	130	95	85	80	60	50	40	35	25	15	10										50
55	205	195	180	165	155	145	115	105	100	75	65	55	50	40	30	25	20	15	10	5						55
60	220	210	195	180	170	160	140	130	125	90	80	70	60	50	40	35	30	25	20	15	10	5				60
65	235	225	210	195	185	175	155	145	140	105	95	85	75	65	55	50	45	40	30	25	20	15	10	5	5	65
70	250	240	225	210	200	190	170	160	155	120	110	100	85	75	65	60	55	50	40	35	30	25	20	15	10	70
75	265	255	240	225	215	205	195	185	180	135	125	115	100	90	80	75	70	65	50	45	40	35	30	25	15	75
80	280	270	255	240	230	220	210	200	195	150	140	130	110	100	90	85	80	75	60	55	50	45	40	35	20	80
90	310	300	285	270	260	250	235	225	220	175	165	155	130	120	110	105	100	95	75	70	65	60	55	50	35	90
100	340	330	315	300	290	280	260	250	245	200	190	180	150	140	130	125	120	115	90	85	80	75	70	65	50	100
110	370	360	345	330	320	310	285	275	270	225	215	205	170	160	150	145	140	135	105	100	95	90	85	80	65	110
120	400	390	375	360	350	340	310	300	295	250	240	230	190	180	170	165	160	155	130	115	110	105	100	95	80	120
130	430	420	405	390	380	370	335	325	320	275	265	255	210	200	190	185	180	175	145	130	125	120	115	110	95	130
140	460	450	435	420	410	400	360	350	345	300	290	280	230	220	210	205	200	195	160	145	140	135	130	125	110	140
150	490	480	465	450	440	430	385	375	370	325	315	305	250	240	230	225	220	215	175	160	155	150	145	140	125	150

(注) 1. 走行キロ数の適用は以内とする。  
2. 減点点数設定キロ数を超えた場合は、千キロごとに1点を加算して減点点数とする。

表11 軽自動車

ボンバン、キャブバン、トラック

月数 (千)キロ	0 }	5 }	9 }	13 }	17 }	21 }	25 }	29 }	33 }	37 }	41 }	45 }	49 }	55 }	61 }	67 }	73 }	79 }	85 }	91 }	97 }	103 }	109 }	115 }	121 }	月数 (千)キロ
5			5	5	5	10	25	25	40	50	50	55	55	60	65	65	65	65	65	65	55	55	55	55	55	5
10	10	5				5	15	20	25	35	40	40	45	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	10
15	20	15	5				5	10	15	25	25	30	35	35	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	15
20	30	25	15	10	5					5	10	15	20	20	25	25	25	25	30	30	30	30	30	30	30	20
25	40	35	25	20	15	10						5	10	10	15	20	20	20	25	25	25	25	25	25	25	25
30	55	50	40	30	25	20	10	5							10	10	10	15	15	15	20	20	20	20	20	30
35	70	65	55	45	40	35	20	15	10	10																35
40	85	80	70	60	55	50	35	25	25	20	10	5														40
45	100	95	85	75	70	65	45	40	35	25	20	15	10	5												45
50	115	110	100	90	85	80	55	50	50	35	30	25	20	15	10	5										50
55	125	115	110	100	95	85	70	65	60	45	40	35	30	25	20	15	10	10	5	5						55
60	130	125	115	110	100	95	85	80	75	55	50	40	35	30	25	20	20	15	10	10	5	5				60
65	140	135	125	115	110	105	95	85	80	65	55	50	45	40	35	30	25	25	20	15	10	10	5	5	5	65
70	150	145	135	125	120	115	100	95	90	70	65	60	50	45	40	35	35	30	25	20	20	15	10	10	5	70
75	160	155	145	135	130	125	115	110	105	80	75	70	60	55	50	45	40	40	30	25	25	20	20	15	10	75
80	170	160	155	145	140	130	125	120	115	90	85	80	65	60	55	50	50	45	35	35	30	25	25	20	10	80
90	185	180	170	160	155	150	140	135	130	105	100	95	80	70	65	65	60	55	45	40	40	35	35	30	20	90
100	205	200	190	180	175	170	155	150	145	120	115	110	90	85	80	75	70	65	55	50	50	45	40	40	30	100
110	220	215	205	200	190	185	170	165	160	135	130	125	100	95	90	85	85	80	65	60	55	55	50	50	40	110
120	240	235	225	215	210	205	185	180	175	150	145	140	115	110	100	100	95	95	80	70	65	65	60	55	50	120
130	260	250	245	235	230	220	200	195	190	165	160	155	125	120	115	110	110	105	85	80	75	70	70	65	55	130
140	275	270	260	250	245	240	215	210	205	180	175	170	140	130	125	125	120	115	95	85	85	80	80	75	65	140
150	295	290	280	270	265	260	230	225	220	195	190	185	150	145	140	135	130	130	105	95	95	90	85	85	75	150

(注) 1. 走行キロ数の適用は以内とする。  
2. 減点点数設定キロ数を超えた場合は、千キロごとに1点を加算して減点点数とする。

5. 外板価値減点並びに修復歴（未修理車を含む）減点

改正箇所	備考								
<p>細則</p> <p>1. 修理概算額</p> <p>1) 修理済車 みなし修理費とする。但し、修理明細書のある場合は、明細書の金額（消費税除く）からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とすることができる。</p> <p>2) 未修理車 見積書の金額（消費税除く）からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とする。但し、特例として「みなし修理費」とすることもできる。</p> <p>2. 修理済車，未修理車共通</p> <p>5) 外板価値減点及び修復歴減点をとったときは同種の修理跡について、他に価値減点をとってはならない。</p> <p>3. 減点の算出方法</p> <p>(2) トラック系（1、4、8ナンバー）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">外板価値減点</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%;">連続するネジ止め外板（交換）</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ボディパッド交換 リアフェンダ交換 リアエンドパッド交換 リアコーナーパッド交換 キャブパッド交換</td> <td>ステップ交換 サイドパッド交換 フロントパッド交換 リアコーナーパッド交換 キャブパッド交換</td> </tr> </table> <p>4. 骨格部位で修復歴とならないものの取扱い</p> <p>1) 原則として外板価値減点を適用する（クランプ跡のみも含む）</p> <p>2) ピラー、ルーフの現状凹みは、面積により板金修理とする。</p> <p>3) 突き上げによる車底部の現状凹みは、面積により板金修理とし板金減点 大（50点）を上限とする。</p> <p>4) 「軽微」なもの（500円未満）は、修理減点又は価値減点10点を適用する。</p>	外板価値減点		連続するネジ止め外板（交換）				ボディパッド交換 リアフェンダ交換 リアエンドパッド交換 リアコーナーパッド交換 キャブパッド交換	ステップ交換 サイドパッド交換 フロントパッド交換 リアコーナーパッド交換 キャブパッド交換	<p>文言の追加</p> <p>5) 新設</p> <p>追加</p> <p>新設</p>
外板価値減点		連続するネジ止め外板（交換）							
		ボディパッド交換 リアフェンダ交換 リアエンドパッド交換 リアコーナーパッド交換 キャブパッド交換	ステップ交換 サイドパッド交換 フロントパッド交換 リアコーナーパッド交換 キャブパッド交換						

8. 特殊損傷（積載物）車両減点

改正箇所	備考
<p>細則 特殊損傷（積載物）車両減価を行った車両でも、内外装の減点は通常通り適用する。</p>	<p>新設</p>

10. 商品価値加減点

改正箇所	備考				
<p>3) 減点（基本価格×減点率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">特別な例</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">減点率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ネームプレートの無いもの</td> <td style="text-align: center;">20%以内</td> </tr> </table>	特別な例	減点率	ネームプレートの無いもの	20%以内	<p>新設</p>
特別な例	減点率				
ネームプレートの無いもの	20%以内				